

重要

● バージョンアップのお願い ●

● 『楽すけ』 暫定版 Ver.14.0.0 について

- ・ 令和 6 年 4 月法改正 に対応した新しいサービスコードで月間ケアプランの作成が可能です。
注意 ※令和 6 年 6 月施行分には対応していません。6 月以降の月間ケアプランは作成しないでください。
- ・ 利用票、提供票、実績票、各別表の印刷が可能です。

請求について

- ・ 令和 6 年 4 月分の請求 (5/1~10 送信) は、暫定版ではできません。
➡ 4 月下旬にお届けする**確定版**でのバージョンアップが必要です。
- ・ 令和 6 年 3 月分以前の請求 (4/1~10 送信) は、暫定版でも行うことができます。

(ご留意いただきたい点)

4 月以降の「別表」の計算値は参考値です。新しいサービスコードなど一部のコードは正しい計算値が出ていない場合があります。4 月にお送りする確定版で正確な値が表示できるようになります。

●この更新版 CD は、居宅支援版、サービス事業者版、密着サービス事業者版、特定施設版、密着認知症版、密着特定施設版、すべての版でバージョンアップすることができます。

重要

バージョンアップをする前に 4 月の月間ケアプランを作成していた場合

古い単位数で入力済みの内容は、バージョンアップを行っただけでは変更されません。大変恐れ入りますが、バージョンアップ後に月間ケアプランを一度削除し、新しい単位数で再入力をお願いいたします。

前回取得は可能です バージョンアップ後は、月間ケアプランで 3 月から 4 月へ「前回取得」をすると、4 月分は新しい単位数で取得されます。

● インターネットでもバージョンアップできます

インターネット環境のある PC では、CD を使わず、ボタン操作のみでバージョンアップが可能です。別紙 『楽すけ』Ver.14.0.0CD による更新手順マニュアル裏面の **インターネットでも更新できます** を参照してください。

● 伝送通信ソフトをご利用の方へ

『伝送通信ソフト Ver.10』は、4 月下旬頃にお届け予定の『楽すけ』確定版 CD に組み込み予定です。事業所様にてご購入いただく必要はありません。
また、『伝送通信ソフト Ver.9』のサポート終了期間は令和 6 年 4 月末となっておりますので、4/1~4/10 までの請求期間は Ver.9 のままで問題なくご利用いただけます。

裏面も必ずご覧ください

● 報酬改定関連

- 令和6年4月から一部市町村の地域区分が変更されます。ご自身の事業所が変更となる地域にある場合、また、取引先事業所が変更となる地域にある場合はこちらをご覧ください。

※注意 6月施行のサービスも、地域区分の変更は令和6年4月からです。

➡ 別紙 ▶ 地域区分が変更になる地域の事業所様へ (1)(2)

- 居宅支援事業所様と、訪問型・通所型サービス(総合事業)を行っている事業所様はこちらもご覧ください。

➡ 別紙 ▶ 令和6年4月 介護予防・日常生活支援総合事業の改定について

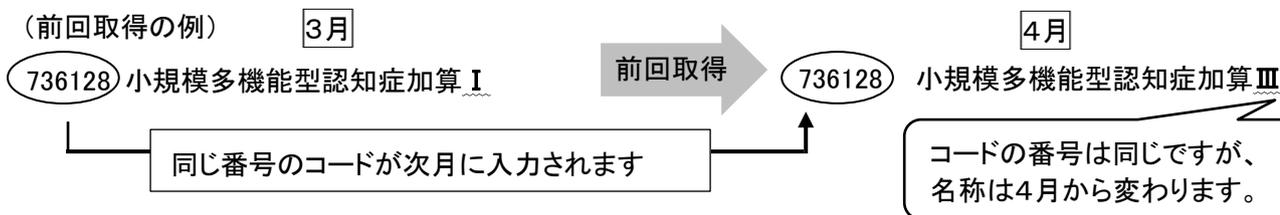
- 令和6年介護報酬改定はサービス種別によって4月施行と6月施行に分かれています。
6月施行のサービスは、「訪問看護」、「訪問リハビリ」、「通所リハビリ」、「居宅療養管理指導」です。
4月施行のサービスは、上記以外のサービスです。
- 処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が一本化され加算率が変わりますが、一本化された新加算は令和6年6月施行です。
令和6年4月、5月については既存の処遇改善加算での対応となります。

● 月間ケアプラン前回取得(3月→4月)の際の注意点

令和6年介護報酬改定では「名称」が変更になる加算があります。

『楽すけ』の前回取得機能では、「名称」ではなく、「サービスコード」で取得する仕組みになっています。

(前回取得の例)



前回取得機能をご利用の際は、取得されたサービスコードが、令和6年4月以降も事業所で算定可能なものであるかご確認ください。また、今回の報酬改定で、加算の算定要件が変わっている場合があります。算定要件については市町村の介護保険課等で最新の情報をご確認の上、月間ケアプランを作成してください。